

1776年7月4日、 kongressにおいて13のアメリカ連合諸邦の全員一致の宣言

「人の営みにおいて、ある人民にとって、他の人民と結びつけてきた政治的な絆を解消し、自然の法や自然の神の法によってその資格を与えられている独立した、対等の地位を地上の各国のうちに得ることが必要となると、人類の意見をしかるべく尊重するならば、その人民をして分離へと駆り立てた原因を宣言することが必要とされるだろう。

我らは以下の諸事実を自明なものを見なす。すべての人間は()1につくられている。創造主によって、生存、自由そして幸福の追求を含むある侵すべからざる()2を与えられている。これらの権利を確実なものとするために、人は()3という機関をもつ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている。いかなる形態であれ政府がこれらの目的にとって破壊的となるとときには、それを改めまたは廃止し、新たな政府を設立し、人民にとってその安全と幸福をもたらすのに最もふさわしいと思える仕方です。その政府の基礎を据え、その権力を組織することは、人民の権利である。

確かに分別に従えば、長く根を下ろしてきた政府を一時の原因によって軽々に変えるべきでないということになるだろう。事実、あらゆる経験の示すところによれば、人類は害悪が忍びうるものである限り、慣れ親しんだ形を廃することによって非を正そうとするよりは、堪え忍ぼうとする傾向がある。しかし、常に変わらず同じ目標を追及しての権力乱用と権利侵害が度重なり、人民を絶対専制のもとに帰せしめようとする企図が明らかとなると、そのような()4をなげうち、自らの将来の安全を守る新たな備えをすることは、人民にとっての権利であり、義務である。—これら植民地が堪え忍んできた苦難はそうした域に達しており、植民地をしてこれまでの統治形態の変更を目指すことを余儀なくさせる必要性もまたしかりである。今日のグレートブリテン国王の歴史は、繰り返された侮辱と権利侵害の歴史であり、その事例はすべてこれらの諸邦に絶対君主制を樹立することを直接の目的としている。それを証明すべく、偏見のない世界に向かって一連の事実を提示しよう。

(英国王は)公共の利益のために最も穏当かつ必要な法律に裁可を与えることを拒否した。

緊急かつ切迫した要のある法律を通過させることを総督に禁じ、総督をして国王の裁可が得られるまでその権能において保留させることを課し、そのようにして保留させた上で（裁可すべき）法を全く閑却した。

広範な地域の人民のための他の法を通過させることを拒み、その人民に本国の立法府において代表される権利を放棄することを求めた。そのような権利は人民にとってかけがえのないものであり、これを恐れるは専制君主のみである。 (中略)

我らは英国の同胞に対しても注意を怠ってきたわけではない。折に触れては英国の立法府が不当な権限を我らに対して及ぼそうとしていることを警告してきた。我らが祖国を出、この地に落ち着いた事情を想起させてきた。同胞たちの生来の正義心と度量に訴え、共通の血が流れる絆により、彼らがこれら、我らのつながりと交渉を必ずや絶ち切ることになる権利侵害を非とすることを懇請してきた。同胞らもまた正義と血縁の声に耳を傾けなかった。したがって、我らは我らの分離を宣言する必要性を認めざるをえず、祖国の同胞は他の人類と同様、戦時にあっては敵、平時にあっては友とみなさざるをえない。

平時において我らのうちに、我らの立法府の同意なく常備軍を駐留させた。

軍部を文民権力から独立させ、それに優越させようと努めた。

我らを、我らが国制にとって異質で我らが法によって認められていない権限のもとにおくべく（本国議会と）共謀し、本来の権能を逸脱した立法府の下記の目的の諸法に裁可を与えた。

我らのうちに大規模な軍を宿営させる

その兵がこれら諸邦の住民に対して殺人を犯しても、みせかけばかりの裁判をすることによって処罰を免れさせる

世界各地と我らの通商を遮断する

我らの同意なく我らに税を課する

多くの場合において陪審に基づく裁判の恩恵を奪う

でっちあげの罪状によって我らを海の向こうへ移送して裁く

(中略)

我らのうちに内乱をひき起こし、我らが辺境の住人に対し情け知らずのインディアンをけしかけようと努めた。インディアンの戦い方が、年齢、性別、社会的地位に関わりなく無差別に殺害するものであることはよく知られている。

これらの抑圧のあらゆる段階において、我らは最も謙虚な言葉をもって改善を請願してきた。我らの度重なる請願は、度重なる侮辱によって応えられたのみだった。このように専制君主の定義となりうるあらゆる行動によって特徴づけられる資質をもった君主は、自由な人民の統治者たるに不相当である。

ゆえに我らアメリカの連合諸邦（the united States of America）の代表は連合会議に集い、世界の至上なる審判者に対し我らが意図の正当性を訴えて、これら植民地のよき人民の名と権威において、厳粛に公に宣言する。これら連合植民地（United Colonies）は自由にして独立な()5であり、またそうであるべきものである。英国王に対する忠誠はいっさいこれなく、グレートブリテンとの間の政治的なつながりは完全に解消されており、またそうあるべきものである。諸邦は、自由にして独立な国家として、戦争を行ない、講和を締結し、同盟を結び、通商を確立し、その他独立国家が当然の権利として行ないうるあらゆる行為をなす完全な権限をもつものである。この宣言を支えるため、神の摂理への堅い信頼とともに、我らは相互にその生命、財産、そして神聖なる名誉を捧げあうことを約するものである。」

起草者 トーマス・ジェファーソン(1743~1826)

「ヴァージニア権利章典」(1776)

1776年6月12日採択

第1条 全ての人は生まれながらにして等しく自由で独立しており、一定の生来の権利を有している。それらの権利は、人々が社会のある状態に加わったときに、いかなる盟約によっても、人々の子孫に与えないでおいたり、彼らから奪うことはできない。すなわち、財産を獲得して所有し、幸福と安全を追求し獲得する手段と共に生命と自由を教授する権利である。第2条 あらゆる権力は人民に与えられそれ故に人民から得られる。行政官は人民の被信託者であり僕であって、常に人民に従うものである。第3条 政府は人民、国家あるいは社会の共通の利益、保護および安全のために制度化されるものであり、あるいはされるべきである。様々な様式や形態の政府の中でも、最大限の幸福と安全を生み出すことができ、悪政の危険に対して最も効果的に防御されているのが最善である。いかなる政府もこれらの目的について不適切であるとか反していると認められたときには、公共の福祉に最も資すると判断される方法で、()6を改革し、置き換え、あるいは廃止する疑いも無く、不可分で剥奪できない権利を社会の多数派が持っている。(以下略)

起草者 ジョージ・メイソン(1725~92)